

大妻女子大学短期大学部科目等履修生規程

平成 9 年 11 月 4 日 制定

(趣旨)

第 1 条 大妻女子大学短期大学部学則(昭和 49 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)

第 40 条に規定する科目等履修生(以下「履修生」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(履修生の資格)

第 2 条 履修生は、学則第 13 条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(履修生の手続)

第 3 条 履修生を志願する者は、次の書類に選考料 13,000 円を添えて所定の期日まで
に、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
- (5) 現に日本国に在住している外国人は、住民票

(履修生の許可)

第 4 条 履修生は、教務委員会、学部教授会の議を経て学長が許可する。

(登録料及び履修料)

第 5 条 履修生として許可された者は、所定の期日までに登録料 20,000 円及び履修料として 1 単位につき 20,000 円を納付しなければならない。ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

(諸料金の還付)

第 6 条 既納の選考料、登録料及び履修料は返還しない。

(履修開始時期)

第 7 条 履修生の履修開始時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第 8 条 履修生の履修期間は、6 か月又は 1 年とする。ただし、特別の理由があるときは、願出により履修期間の延長を許可することがある。なお、延長時の選考料及び登録料は免除する。

(履修単位数)

第 9 条 履修生が 1 年間に願出できる履修科目の総単位数は、10 単位以内とする。

(資格の取消し)

第 10 条 履修生として本学諸規程に反したときは、教務委員会、学部教授会の議を経て学長は履修生としての資格を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第 11 条 履修した授業科目の試験に合格し、単位を修得した者は、願出により単位修得証明書の交付を受けることができる。

(他の規程の準用)

第 12 条 履修生については、本規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。

(本規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、教務委員会、学部教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 10 日 学長決裁)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。